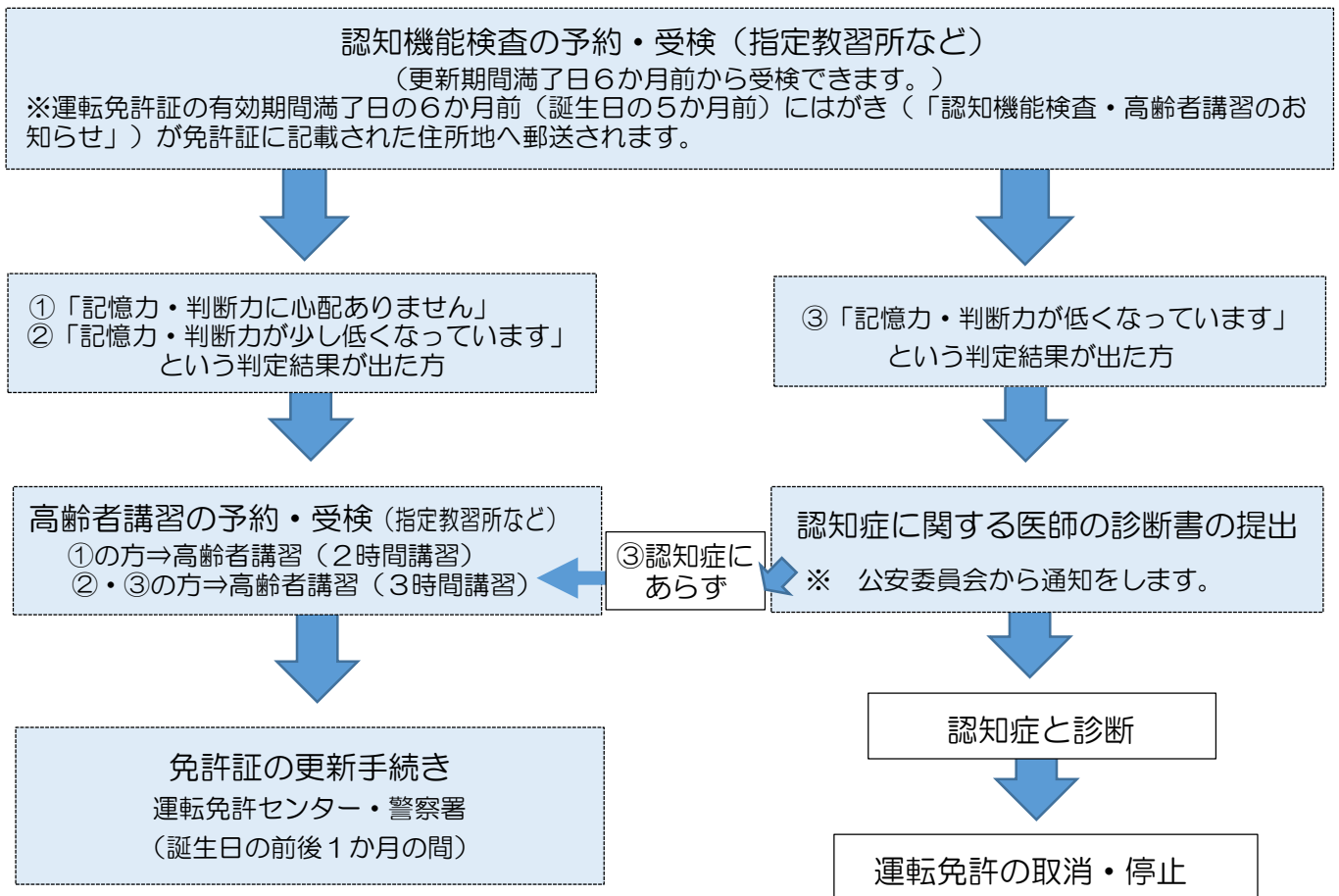


【認知機能検査と高齢者講習について】

～ 運転免許証の有効期間満了日の年齢が、75歳以上の方の免許更新について ～

- 認知機能検査と高齢者講習を受（検）講していないと免許更新はできません。
- 愛媛県内にお住まいで、運転免許証の有効期間満了日（誕生日の1か月後の日）の年齢が75歳以上の方で、免許更新を希望する場合は、更新手続までに認知機能検査と高齢者講習を受（検）講してください。
- 県内の19指定自動車教習所に問い合わせの上、予約をして、「**認知機能検査**」を受検し、後日その結果に基づく「**高齢者講習**」を受講してください。

■ 免許更新までの流れ（75歳以上の方） ■



■ 高齢者講習の注意点 ■

- ・ 認知機能検査の結果に応じた高齢者講習を受けることから、認知機能検査と高齢者講習を同日に行うことはできません。
(高齢者講習は、認知機能検査の終了後に、改めて予約して受講することになります。)

■ 認知機能検査とは ■

ご自身の記憶力・判断力を知っていただくための簡易検査です。

詳しくは、「認知機能検査について」警察庁 HP（外部リンク）を確認して下さい。

■ 認知機能検査の予約の方法 ■

- 希望をする教習所などに直接電話をして問い合わせの上、予約をしてください。
詳しくは、高齢者講習等の教習所一覧で確認してください。
- 認知機能検査は、予約制です。
有効期間満了日の6か月前（誕生日の5か月前）にはがき（「認知機能検査・高齢者講習のお知らせ」）が運転免許証に記載された住所地へ郵送されます。はがきには、教習所名・所在地・電話番号が記載してあります。
※ 7月～9月、12月～3月は、教習所が繁忙期となり、予約が取りにくい状況になりますので、はがきを受け取ればすみやかに、希望する教習所などに確認をしてください。

■ 高齢者講習の予約の方法 ■

- ※後日、検査の結果のはがきが、免許証の住所地に郵送されます。はがきに詳しい内容が記載されています。
認知機能検査を受検した方は、判定結果別に次の手続きをしてください。
- 「記憶力・判断力に心配ありません」という判定結果の方
教習所などにおいて予約の上、2時間（小型特殊免許のみの方は1時間）の高齢者講習を受講してください。
- 「記憶力・判断力が少し低くなっています」という判定結果の方
教習所などにおいて予約の上、3時間（小型特殊免許のみの方は2時間）の高齢者講習を受講してください。
- 「記憶力・判断力が低くなっています」という判定結果の方
 - ・ 認知症に関する医師の診断が必要である旨の通知を公安委員会から行います。
 - ・ 公安委員会からの通知に従って手続きをしてください。
 - ・ 診断結果に問題がなければ、3時間（小型特殊免許のみの方は2時間）の高齢者講習を受講し、免許更新ができます。
 - ・ なお、診断の前に高齢者講習を予約・受講し、免許更新することができますが、認知症と診断された場合には、運転免許の取消等の行政処分の対象となります。

■ 高齢者講習の内容・手数料など ■

講習名	時間	内容	手数料
高齢者講習（一般）	2時間	座学・運転適性検査（1時間） 実車（1時間）	5,100円
高齢者講習（小型特殊）	1時間	座学・運転適性検査（1時間）	2,250円
高齢者講習（一般）	3時間	座学・運転適性検査（1時間） 実車（1時間） 個別指導（1時間）	7,950円
高齢者講習（小型特殊）	2時間	座学・運転適性検査（1時間） 個別指導（1時間）	4,450円

■ 高齢者講習後の手続きについて ■

県運転免許センター、警察署で更新手続きを行います。（改めて、講習を受けることはありません。）詳しくは、高齢者講習を終了した方の免許更新を確認してください。